

新型コロナウイルス感染による肺炎流行に伴う 面会制限についてのお願い

心配される新型コロナウイルスについて、令和2年3月11日にWHOより「緊急事態」が宣言されました。各国もその国に応じた対応をしております。
わが国では厚生労働省より「高齢者施設における感染症対策マニュアル」に則って対応するように通達がありました。ご高齢のご利用者様をお預かりしている当施設では、下記の方針に従い令和2年3月1日より面会制限実施しております。

高齢者施設において感染経路を遮断するには

- ① 病原体を持ち込ませない
- ② 病原体を持ち出さない
- ③ 病原体を広めない

以上の事に配慮し必要な措置を講じる。

当初2週間程度の3月15日を面会制限解除の目安としておりましたが、新型コロナウイルスの終息が見通せない現状では面会制限の解除が出来ません。面会を楽しみにしているご利用者様、ご家族様には大変申し訳なく、心苦しい思いではありますが、大切なご利用者様を不測の事態からお守りする最善の策として、ご理解をいただきたいと思っております。(ただし、ご利用者様の状況によってはこの限りではございません。)

今後も介護施設の使命として、感染症からご利用者様や職員自身を守ることが重要だと考え、日ごろから職員の衛生管理に細心の注意を払い、手洗い、手指消毒、うがい、マスクの着用や施設内の消毒などの対策もあわせて徹底してまいります。

面会制限解除の時期につきましては、感染症の流行の終息を確認したところで、改めてお知らせ申し上げます。ご家族の皆様方には、事情をご賢察のうえ、なにとぞご協力のほど重ねてお願い申し上げます。

令和2年3月15日

有料老人ホーム ひだまりの家

代表取締役 福永 健太郎

施設長 富樫 美香